



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 保安林の皆伐面積の限度（森林管理課）…………… 1
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課）…………… 2
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 2

告 示

沖縄県告示第340号

令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和元年9月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖縄北部	水源かん養保安林	224.02
	土砂流出防備保安林	8.38
沖縄中南部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八重山	水源かん養保安林	583.24
伊是名村	干害防備保安林	1.10
久米島町	干害防備保安林	1.16
座間味村	干害防備保安林	6.48
恩納村	干害防備保安林	9.54
渡嘉敷村	干害防備保安林	2.50
宮古島市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.72

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、宮古都市計画臨港地区の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和元年9月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和元年10月15日 午後6時30分開始
- 2 場所 宮古島市役所下地庁舎 宮古島市下地字上地472番39
- 3 都市計画の変更の案の概要 平良臨港地区の整備に伴う宮古都市計画臨港地区の変更を行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和元年10月8日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は宮古島市建設部都市計画課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、本部町から送付のあった本部都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・3・1号谷茶公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--